

健康保険組合並びにエム・ユー・エス情報システム株式会社が

共同で実施する健康診査事業の公表について

三菱 UFJ 証券グループ健康保険組合
理事長 伊部 隆宏

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。三菱 UFJ 証券グループ健康保険組合では、健康診査事業について、エム・ユー・エス情報システム株式会社と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. エム・ユー・エス情報システム株式会社との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業であるとともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

エム・ユー・エス情報システム株式会社が行う労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）、特定健診項目（質問票含む）、オプション検査等の付加検査項目

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

・エム・ユー・エス情報システム株式会社人事部及び三菱 UFJ 証券グループ健康保険組合役職員

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

・エム・ユー・エス情報システム株式会社人事部においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、三菱 UFJ 証券グループ健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、総務課にデータ保存し、当社産業医の判定と指示にしたがって、当社保健師による健康相談、健康指導を実施します。

- 三菱UFJ証券グループ健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、エム・ユー・エス情報システム株式会社人事部とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備群を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診結果データの管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

三菱UFJ証券グループ健康保険組合

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

理事長 伊部 隆宏

管理責任者 常務理事

エム・ユー・エス情報システム株式会社

東京都文京区目白台3丁目29番20号

取締役社長 山縣 一範

管理責任者 人事部長